

EU等における県産いちごの市場調査業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するEU等における県産いちごの市場調査業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 目的

EU加盟国及びイギリスは人口が多く、高いGDP（国内総生産）により購買力が大きいなど、県産農産物の輸出先として有望な市場である。市場性に関する調査及びブランド価値の分析を実施することにより、EU加盟国及びイギリスにおける県産いちごの輸出可能性を検討し、付加価値向上と販路拡大につなげ、県産農産物の輸出拡大を図る。

(2) 対象国

EU加盟国（フランスを除く）、イギリス

(3) 対象品目

いちご（とちあいか）

2 委託業務内容

(1) 市場調査の実施

県産いちごの市場開拓を目的として、1(2)に掲げる対象国のうち2か国以上を選定し、選定した対象国ごとに市場調査を行い、その結果等を整理すること。対象国は、以下の項目を勘案し、輸出の拡大が見込まれるなど市場性の観点を考慮の上、選定すること。なお、市場調査の際には試食用サンプルを使用し調査を実施すること。

- ① 一人当たりGDP
- ② いちごの輸出入額
- ③ いちごの食文化及び消費嗜好
- ④ その他県産いちごの輸出に関する事項

ア 実施期間

令和7（2025）年11月から令和8（2026）年2月まで

イ 調査内容

- ① 市場の規模
- ② 消費傾向
- ③ 競合他産地の状況
- ④ 輸出するに当たっての障壁の有無、課題
- ⑤ バイヤーがいちごの輸入に当たって重視している情報
- ⑥ 輸入青果物の流通経路
- ⑦ 冷凍いちごの需要
- ⑧ その他必要と考えられる項目

ウ 今後の方向性の提示

2 (1) イで得られた調査結果について分析し、今後輸出を拡大するための方向性を提示すること。

(2) 試食用サンプルの手配

試食用サンプルの提供に当たり、甲乙協議の上、県産いちごを確保すること。なお、試食用サンプルは生いちごのみとする。

(3) 試食用サンプル等の輸送及び通関手続き等

ア サンプルの輸送

調査実施箇所まで輸送すること。

イ 通関手続等

通関、植物検疫及びその他必要書類の取得等、甲乙協議の上、輸出に係る諸手続を行うこと。

ウ 現地検品を行うこと

(4) その他の業務

ア 県職員の渡航が計画された場合は、調査実施状況や案内等の対応を行うこと。

イ 本委託業務の実施に当たり甲が必要と認める関連業務を実施すること。

3 委託期間

契約締結の日から令和8(2026)年3月13日までとする。

4 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。また、この仕様に基づいて発生した経費の支払いは日本国通貨を基本とするが、その詳細は契約時に別途協議の上決定する。

5 事業完了後の手続き

(1) 業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を以下の①及び②（いずれも任意様式）の提出により、契約期間内に行うこと。

① 業務完了報告書

② 成果品

ア 成果報告書（電子媒体）

成果報告書には以下の内容を記述すること。

- ・調査結果
- ・委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- ・委託業務内容の結果を基にした県産いちごの輸出拡大を図るための課題の整理及び具体的手法の提案
- ・その他、委託業務に係る事項

イ 現地における主な活動記録写真（電子媒体（JPEG 形式））

(2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

6 その他

- (1) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。